

○建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する事務取扱要綱

(平成 28 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

第 1 入札・契約手続

1 指名競争入札

- (1) 建設工事及び委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とする。

指名競争入札を行う場合の指名業者数は、財務規則第 91 条により、次のとおりとする。

ア 建設工事 なるべく 5 者以上

イ 委託業務 なるべく 5 者以上

- (2) 請負対象金額が 500 万円未満の土木一式工事においては、原則として村内業者から指名業者を選定することとし、この場合には、指名業者数が(1)に規定された数を下回ることは差し支えない。

- (3) 請負対象金額が 500 万円以上の土木一式工事においては、原則として北川村内業者及び、高知県の指名名簿で B ランク以上の業者から選定することとする。

- (4) 専門性が高くその業務を請け負える業者の数が限られる等、やむを得ない場合には、指名業者数が(1)に規定された数を下回ることは差し支えない。

2 契約の保証

- (1) 請負対象金額が 500 万円以上の建設工事においては、財務規則第 97 条の規定による契約保証金の納付を求める。

- (2) 請負対象金額が 500 万円未満の建設工事又は委託業務は財務規則第 98 条の第 1 項第 5 号の規定により、それぞれ契約保証金を免除する。

3 最低制限価格等

- (1) 建設工事の指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。

- (2) 建設工事の請負の最低制限価格は、財務規則第 86 条第 1 項により、予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 9 までの範囲で定める。

第 2 入札及び契約に関する情報の公表

1 発注見通しの公表

予定価格が 250 万円を超えると見込まれる建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるものを除く。）の発注見通しについて、毎年度 4 月 1 日以降遅滞なく公表する。

また、10 月 1 日を目途に公表事項の見直しを行い、変更後の事項を公表する。

2 指名通知の公表（指名業者名を除く。）

指名競争入札を行う建設工事及び委託業務の名称（番号）、完成期限、入札日時及び入札条件等を、指名通知後速やかに公表する。

(1) 公表事項

指名競争入札における閲覧用指名通知書を公表する。

(2) 公表方法

建設工事と委託業務に区分のうえファイル綴じとし、各入札担当部署の閲覧所に設置して閲覧に供する。

(3) 公表時期

指名通知日の当日又は翌日とし、指名通知後速やかに行う。

(4) 公表期間

各指名競争入札を行った年度の終了後1年間閲覧に供する。

3 予定価格等の公表

競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格は、指名通知の際に公表する。随意契約による場合は、見積合わせの場において、契約の相手方の決定時に公表する。

最低制限価格及び指名通知の際に公表しなかった予定価格については、落札者とすべき者の確定時に公表する。

(1) 予定価格

ア 指名競争入札の閲覧用指名通知書に記載して、事前公表を行う。ただし、請負対象金額3,000万円以上の建設工事並びに委託対象金額2,000万円以上の委託業務は、予定価格を事後公表とする。

イ 随意契約にあつては、見積合わせ決定時に口頭での事後公表とし、事前公表はしない。

ウ 予定価格は、入札記録又は見積記録にも記載する。

エ 閲覧用指名通知書での公表後は、予定価格の照会に応じて差し支えないが、予定価格を事後公表とする指名競争入札にあつては、照会に応じることはできないことに注意する。

なお、入札不調により随意契約とするときは、入札時に予定価格は公表済みであるが（予定価格を事後公表とする指名競争入札を除く。）、この随意契約の予定価格調書は、入札時と同一のものによらなければならないことから、例外的に事前公表の取扱いで見積合わせを行う。予定価格を事後公表とする指名競争入札の不調による随意契約にあつては、見積合わせ決定後に口頭で公表する。

(2) 最低制限価格

事後公表とし、入札記録に記載する。

ア 入札時に落札者が得られたときに、口頭により公表する。

イ 最低制限価格は、公表が可能となったとき以降であれば、入札記録の公表前であっても電話等での照会に応じて差し支えない。

なお、随意契約では、法令上は最低制限価格を設けることができない。ただし、入札不調により随意契約とする場合には、入札時の予定価格調書と同一のものによらなければならないことから、例外的に最低制限価格を設けて見積合わせを行う。

4 入札執行の過程及び結果等の公表

予定価格が250万円を超える建設工事に掲げる事項は、入札等の執行後に公表するものとする。

(1) 入札・見積記録等

ア 次の項目を公表する。

- ・ 工事番号及び工事名
- ・ 入札場所及び日時
- ・ 入札参加者及び入札価格
- ・ 落札者、辞退者、入札無効又は失格となった者の名称及びその事由

イ 予定価格事後公表の入札において予定価格を上回り無効となるもの、予定価格事前公表の入札において予定価格を上回り失格となるもの、最低制限価格を下回り失格となるもの等、入札価格が無効又は失格の根拠となるものは入札書記載金額を記載する。入札価格以外の事由で無効若しくは失格となるもの、又は辞退の場合には入札書記載金額は記載しない。

ウ 入札記録に入札書記載金額を記載しない無効又は失格の入札者に関しては、開示請求を除いて入札書記載金額の照会には応じない。

なお、辞退又は入札価格以外の事由で無効若しくは失格となった入札者の入札書記載金額を公表しないのは、入札記録を閲覧したときの誤解や混同が生じるのを防ぐためである。

(2) 公表方法

建設工事と委託業務に区分のうえファイル綴じとし、入札・契約担当部署に設置して閲覧に供する。

(3) 公表時期

入札終了後又は契約の相手方の決定後速やかに行うものとし、その翌日には公表できるようにする。

落札者が得られない入札不調の場合であって、更改入札又は随意契約の見積合わせを行うときは、事後公表の予定価格及び最低制限価格を除き、入札記録を公表する。この場合、事後公表の予定価格及び最低制限価格については、契約の相手方の決定後（契約締結後ではないこと。）又は設計の見直しにより改めて新規の入札を行うことを決定した後に公表するものとする。

(4) 公表期間

入札を行った年度終了後又は契約の相手方の決定の年度終了後1年間閲覧に供する。

5 契約内容の公表

(1) 公表事項

予定価格が250万円を超える建設工事の請負契約の内容に関して、次の事項を公表する。

- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ・ 工事の名称、場所、種別及び概要
- ・ 工事着手及び完成の時期
- ・ 契約金額
- ・ 契約金額を変更した場合の上記変更事項及び理由

(2) 公表方法

施工中のものと完成済みのものに区分のうえファイル綴じとし、各契約担当部署に設置して閲覧に供する。

(3) 公表期間

工事完成の年度終了後1年間閲覧に供する。

第3 適用期日

この要綱は、平成25年12月1日以降に指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この訓令は、平成25年10月28日に制定した。

この訓令は、平成28年4月1日に制定した。